

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十九号

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

奈良県住民基本台帳法施行条例（平成十四年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十二号を第二十三号とし、第十号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 奈良県内の私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
別表第二教育委員会の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 奈良県内の公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。